2 2 1 8 3 0 年代から 1 9 6 0 年代にかけての国際著作権法整備の 過程における著作権保護に関する国際的合意の形成とその変遷

長期派遣研究員 園田 暁子

本研究ではイギリスにおいて国際著作権法や条約締結への動きが本格化した1830年代からWIPOが設立された1967年に至るまでの国際著作権法の成立と発展の過程において行われてきた議論を跡付け、著作権保護に関する国際的合意がいかにして形成されてきたのか明らかにすることを目指した。著作権法の歴史的研究を行う研究者たちが一致しているように、20世紀をして今日の著作権法は著作権を経済的権利として確立した19世紀の著作権法にかなりの程度依拠している。国際著作権条約が、二国間条約、多国間条約という段階を踏んで発展し、各国の著作権の保護水準引き上げにおける牽引力となったこと、ベルヌ条約やアメリカの国際著作権法(1891年)の成立に至るまでの期間は特に、各国の文学者たちが著作権法の在り方が生み出される作品の質や一国の文化に大き〈影響するとの認識のもとに直接的、積極的に著作権をめぐる議論に参加したことを確認した。

. はじめに 本研究の目的と問題意識

本研究の目的は、1830年代から世界的所有権機関(WIPO)が設立された 1967年に至るまでの国際著作権法の成立と発展の過程において行われた議論を跡付けることで、著作権保護に関する国際的合意がいかにして形成されてきたのかを明らかにすることにある。特に本研究が対象とする期間の中でも、1886年にベルヌ条約が、そして1891年にアメリカにおいてアメリカ国民以外にもある一定の条件を満たせば著作権の保護を行うことを認めた国際著作権法が成立するまでには、文学者をはじめとする芸術家、出版社、植字工、印刷業者、製本業者などが、政治家や国会に働きかけを行い、新聞、雑誌、書籍などのメディアを通じて著作権保護に関する議論を展開するなど、著作権の歴史においても最も活発な議論が行われた時代であった。

著作権法の歴史的研究を行う研究者たちが一致しているように、20世紀、そして今日の著作権法は、著作権を経済的権利として確立した19世紀の著作権法にかなりの程度依拠している。実際、ベルヌ条約もそれ以前に各国で結ばれた著作権保護に関する二国間条約のアイディアをもとに、その問題点の解消を目指しつつ起草されたものであったし、1886年におけるベルヌ条約の成立以降は、それを土台として条約は対定され、UNESCOの万国著作権条約(Universal Copyright Convention)、やWTOのTRIPS協定などもベルヌ条約の問題点を踏まえ、時代の要請にこたえながらそれを補完する形で形成された国際合意であったと言える。

19世紀から20世紀にかけて国際的合意が形成された過

程を明らかにすることを目指す本研究は、国際著作権法の成立とその発展についての歴史的研究ではあるが、今日次々と登場する情報の複写・配布の技術により流通する情報を従来の著作権法で保護すべきか否かといった議論に対し、一つの素材を提供することも目指している。

.1830年代における国際著作権に対する 関心の高まりと二国間条約

1.イギリスの1830年代における動き

1830年代後半になるとイギリスにおいて、国際間の著作権保護に関する合意の必要性が認識され、トムソン(Charles Poulett Thomson, 1799-1841)議員により提出された国際著作権法案が1838年7月末には成立した。この法律により外国で最初に出版された作品も、勅令(Order in Council)によって定められる期間中に英国において登記・納本がなされれば、英国内で出版されたのと同様の保護を与えられることとなった。この法律は、1844年の改定を経ずには二国間条約を結び際の土台とはなり得なかったが、二国間条約締結の可能性を開いたイギリスにおける最初の国際著作権法となり、イギリスは1846年から1847年にかけてプロシアをはじめとするドイツの国々と、1852年にはフランスと、1854年にはベルギー、スペイン、1860年にはサルディーニャ王国との間に二国間の著作権条約を締結した。

2. 文学者の意識の変化

19世紀に入ってからは著作者の側から著作権法の在り方について働きかけようという意識の高まりがみられ、ワーズワース(William Wordsworth, 1770-1850)、サウジー(Robert Southey, 1774-1843)、ディケンズ(Charles Dickens, 1812-1870)らをはじめとする多くの文人たちが、国内・国際著作権法の改定に向けて積極的に働きかけを行った。彼らは、著作権保護の在り方が生み出される作品の質に影響すると考え、創作者として自らの経済的権利の確立と、また自国の文化の継承・発展のために尽力したが、19世紀のベルヌ条約の成立に至るまでの時期は、著作権の歴史において創作者自身が、最も積極的にまた直接的に著作権去の改定に向けて働きかけた時期であった。

3.海賊版出版の実態

ヨーロッパの国々においてもアメリカにおいても他国の出版物を出版することは、普通に行われてきたことであり、19世紀に入るまでその行為が問題であるという意識はほとんどなかったが、1830年代以降、国外で盛んに出版される作品に対し一切の見返りが受けられないという状況は問題だと考えられるようになった。イギリスにおいてもアメリカをはじめとする海外の作品が著者に無断で出版されていた。

4. プロシアとの相互的国際著作権に関する条約

英国において著作権法が1709年に成立したのに対し、ドイツの文学者たちはそれから一世紀以上もの間、著作権法のシステムのない状況におかれていたが1827年以降プロシアの主導で、ドイツ連邦の諸国内での著作権保護に関する条約が整備され、1846年にはイギリスとの間に国際著作権条約が締結された。この条約締結に向けての交渉によって、イギリスの著作権法における保護対象も文学作品のみならず、美術作品などにも拡大される結果となった。

5.フランスとの二国間合意

結果的にプロシアをはじめとするドイツ連邦の諸国との条約が先に締結されることになったが、イギリスに二国間の著作権保護に関する取り決めを最初に提案したのはフランスであった。1852年フランスとの国際著作権条約を結ぶに当たり、翻訳の取扱いについてイギリスの国際著作権法に改定が加えられたが、翻訳と翻案の取り扱いが条約締結にむけての交渉における焦点であった。

6.小括

国際著作権法の発展は三つの段階を踏んだ。一段階目は、イギリスの1838年の国際著作権法のように、特に相手国を定めずに、片務的に外国人にもある一定の条件を満たせば国内でも著作権を認めようという法律が整備された段階。二段階目はイギリスとドイツ、イギリスとフランスというように二国間条約が締結された段階、そして、ベルヌ条約に代表されるように多国間での条約が締結された段階である。

二国間の国際著作権条約がイギリス国内の著作権法に与えた影響は大きく、プロシアとの条約締結のために、文学作品だけではなく、芸術作品も著作権保護の対象とするという内容に1838年の国際著作権法が改定され、フランスとの交渉の結果、翻訳についてもある一定の条件を満たした場合に保護を認めるために1844年の国際著作権法の条項が廃止された。また、他国の著作権法の保護水準について知り、自国の保護水準が低いと認識したことは、イギリス国内における著作権の保護水準を上げることに一役買った。

アメリカにおける国際著作権法成立へ向けての動き 国内の事情と状況を中心に

1.1837年アメリカ第24議会第二会期における最初 の動き

イギリスにおける国際著作権法成立への動きとほぼ時を同じくして、イギリスの文人たちの働きかけによりクレイ(Henry Clay)上院議員が1837年2月2日にアメリカ議会において国際著作権法制定に向けての最初の提案を行った。彼の提案を受けて上院特別委員会が結成され、法案も提出されたが、会期中に第三読会まで行うことができずに成立には至らなかった。この後、1891年の通称チェイス法(Chace Act)の成立まで50年以上もアメリカにおいて外国人の著者にも著作権を認める法律が成立しなかったことから考えると、仮にこのタイミングで会期が終了しなかったとしても、この時点で国際著作権法がアメリカで成立した可能性はかなり低かったと考えられる。

2.第25議会における動き

1837年12月4日に第二会期がスタートして間もない 12月13日、クレイ議員は著作権法改正案を再び上院に提出 した。この法案は第二読会まで進み、特許委員会と特許庁へ送られた。しかし、翌年の1月15日のフィラデルフィアの市民たちによる反対請願を皮切りに、続々と国際著作権法案へ反対する覚書が上院・下院両方に提出され始めた。

1838年の国際著作権法が成立すると、イギリス政府はアメリカにも駐ロンドン大使であったスティーブンソン(Andrew Stephenson)を通じて、予備交渉のためにこの法令を送ったが、実質的な動きには結び付かなかった。

3. ワシントン・アーヴィングらの請願書 第27議会 第27議会の第二会期において、ディケンズのアメリカ訪問 を受けて、ワシントン・アーヴィング (Washington Irving, 1783-1859)をはじめとする24名のアメリカ国民が国際著作 権条約の成立を求める請願を上院と下院に提出、これを受けて

下院で特別委員会が組織された。

ディケンズはアメリカとの著作権条約の締結にかなりの期待を抱いたが、アメリカにおいては既に、国際著作権に関する合意は容易には成立しないであろうという雰囲気が充満し始めていた。

4.アメリカにおけるリプリント市場の成立と発達

1800年から1860年代までは、海賊版出版時代(The Great Age of Piracy)と呼ばれるほど、アメリカにおいて外国の作品が著作者の同意や、原稿料などの支払なしにさかんに出版された時代であった。そもそもアメリカの独立もフランス革命も、人々の間で情報や思想が自由に流通したからこそ可能となったとの啓蒙主義的考えがあり、アメリカにおいてはリプリント自体に対する抵抗というものはほとんどなかったと考えられる。1837年からの不況も手伝い、アメリカにおいてイギリスの作品は盛んに出版された。

アメリカが、二か国間、また多国間でのベルヌ条約など、国際著作権に関する合意に同意しなかった最大の理由は、それらの合意がアメリカ国内の産業に与える影響について予測することが非常に難しかったことにあると考えられる。

5.合衆国憲法と著作権

アメリカ合衆国憲法の第一編八章は知的財産について規定 しており、1790年5月30日には、早くも最初の連邦著作 権法が成立している。このように、アメリカにおいて著作権や 特許の保護には、建国の時点から注意を払われていた。しかし ながら、その目的は第一に、著者や発明者の権利の保護にある というよりも、若き国家アメリカがそれから発展を遂げていく ために必要な、文化的・産業的貢献に対するインセンティヴを 国民に与えることにあった。

6.アメリカの文学の成立と国際著作権法

アメリカにおいて国際著作権法を支持した勢力で主要なものは、文人たちであった。不況の中、利益の薄い仕事を強いられていた出版者たちは、著作権に対し支払を行ってアメリカの文人たちの作品を出版することに躊躇した。このような状況をアメリカの文人たちは、アメリカが独自の文化を形成する上で非常に有害であると考えた。

7. 『アメリカの著者とイギリスの海賊出版者(American Authors and British Pirates)』 ブランダー・マシューズとマーク・トウェイン

1888年にブランダー・マシューズとマーク・トウェインは『ニュー・プリンストン・レヴュー(New Princeton Review)』において国際著作権法の整備の是非についての公開討論を行った。アメリカで出版する前日にイギリスで出版し、その日に英領であるカナダに滞在することで、イギリス連邦における著作権を確保できるのにもかかわらず、その手間も取らないのは著作者の落ち度であると主張するトウェインと、完全に互恵的な国際著作権条約の成立を理想とするマシューズの見解は好対照を成している。公正な著作権保護のシステムが英米両国の間で確立されることにより、アメリカの文学者たちは、イギリスの文学者との過当な競争から解放されると同時に、より多くのアメリカの作家の作品が国内で出版され、読まれることになるとマシューズは考えていた。

8.1891年の国際著作権法の成立

1842年以降も、多数の国際著作権法を支持する請願と、それに反対する請願がアメリカ議会に提出され続けたものの、どれも国際著作権法成立への具体的動きへとは結び付かなかった。国際著作権の成立に向けての動きの流れが変わったのは、ハーパー社が一転して、1870年代後半に国際著作権法を支持し始めたことによる。新興の中西部の出版社との価格競争を戦うよりも、イギリスとの国際著作権合意により、他社のリプリント出版を防ぐほうが得策だとハーパーは考えた。

1880年ごろを境に出版社が国際著作権法の成立へ向け

て積極的な姿勢を見せ始めたこと、また、ALAIの主導で多 国間の国際著作権法成立へ向けての動きが1881年より本 格化したことが、アメリカにおける国際著作権法成立へ向けて の動きに弾みをつけ、ハーパー、ドーシェメー、ホーレイ、チェイスらによって法案が提出され、検討が加えられた。189 1年3月、国際著作権法がアメリカにおいてようやく成立した。

9. 小括

アメリカは1830年代に国際著作権へ向けての動きが本格的に始まった時点では、基本的に海外で生産される知的財産のユーザーであったが、アメリカの文学的独立を示すといわれる19世紀半ばのアメリカン・ルネッサンスを経て、20世紀に向けて成長を遂げ、20世紀には文学の分野だけではなく、映画や音楽の分野の知的財産の輸出国へと変貌を遂げた。マシューズやアーヴィング、ホイットマンらをはじめとする文学者が考えていたように、アメリカ国民文学・文化の成立・発展と国際著作権法の成立は関係の深いものであったといえよう。

.ベルヌ条約の成立

1. 多国間条約へ向けての初期の動き

1830年代以降締結されてきた二国間条約の数はかなりの数にのぼったが、リケットソン(Sam Ricketson)も指摘するように包括的、システマティックというには程遠かった。このような状況下、多国間の国際著作権保護条約へ向けての動きが19世紀の半ばにフランスの主導で始まった。

1858年9月にはブリュッセルで文学的芸術的所有権会議(Congress on Literary and Artistic Property)が開催され、300人もの参加者により二国間条約を履行する際の問題点を踏まえた議論が行われた。本会議での決議はベルヌ条約よりも理想論的な傾向を示しているものの、大筋において後のベルヌ条約において定められたことと一致している。

2.イギリスにおける動き

1875年には、著作権法の在り方について調査する王立委員会(Royal Commission on Copyright)が任命され、3年後の1878年には、国内、植民地、国際著作権の在り方について調査・考察した結果をまとめた全部で300ページ以上にわたる委員会の報告書が完成した。報告書では、劇と音楽の保護に関

する提言などとともに、国際著作権の在り方についても見解が まとめられた。より現実的な著作権保護や条約の在り方、また、 手続などの簡略化・改善のための具体的方策などを示したこの 報告書は当時の著作権をめぐる問題に対し、有効な対応策を示 している。

3.ALAIの設立

1878年6月17日から12日間フランスの文学者協会 (Société des Gens de Lettres)が主催した会議により、国際文学 協会(英語名 International Literary Association, のち1883年よ り ALAI, Association Littéraire et Artistique Internationale)が設立された。

国際文学協会はその後1879年にはロンドン、1880年にはリスボン、1881年にはウィーン、1882年にはローマで会合を開き、国際著作権条約の在り方について議論を重ねた。

4.1883年のALAI会議

工業所有権に関する多国間条約であるパリ条約が締結された1883年、前年のローマ会議でのシュミットの提案を受けて、国際著作権条約へ向けての動きも新たな段階へと進んだ。 ALAIの委員会の要請を受け、スイス政府はスイスにおいて国際会議を開催することに同意、この会議の責任者にドロー(Numa Droz, 1844-1899)が任命された。

三日間の議論の後、作成された10条からなる条約の草案は、 保護期間について触れられていない、芸術作品の翻案と複製権 についての制限が示されていないなどの問題点はあるものの、 ベルヌ条約作成のための基本的土台となった。

5.1884-86年の国際会議

1884年9月8日からの最初の外交会議には、10か国の代表が参加し、慎重な態度で会議に臨んだ。内国民待遇の方針を定めるにとどまらず、加盟国が守るべき一つのルールを成文化すること、非加盟国の著作者の作品を保護しないことをドイツは主張したが、国際著作権条約に対する一般的合意に至ることをより困難にしはしないかという懸念からスイスをはじめとする他の参加国は否定的な見解を示した。保護期間については、原産国の法律による保護期間によって保護されるべきなのか、保護が請求される国の法律に定められた期間保護されるべきなのかについても意見が分かれたが、の取扱いをする

ことが決められた。保護を受けるための手続や翻訳と改変の保護の在り方についても議論がなされ、仮の条約文書がまとめられた。

1885年には新たに参加したアメリカ、イタリア、スペインを加えた16の国から26の代表団が参加、スイスのベルンにて会合を開き、1886年にベルヌ条約として調印される条約の条文の作成が行われた。

ある一定の共通して適用すべき条件を定めるべきとするドイツ、翻訳作品が原作と完全に同様の保護を受けるべきであるとするフランスなど、各国はそれぞれの主張を持っていたが、著作権の保護水準が低い国が条約へ加盟することを将来的に妨げないよう妥協と配慮がなされた。

6.ベルヌ条約の成立

1886年9月6日に開会された会議には、イギリス、フランス、ドイツ、スイスなど、12カ国が参加し、日本とアメリカもオブザーヴァーとして参加した。ベルヌ条約は1886年9月9日に、10カ国により調印された。

フランス、ドイツ、イギリスなどの主導で成立へと至ったベルヌ条約は、いわゆる旧世界で生まれ、旧世界の価値観を反映したものであることは否めず、真の意味でのユニヴァーサリティを欠いたものであることは否めない。しかしながら、それまでの二国間条約の持った問題点などを踏まえ、5年にわたる慎重な議論を経て成立したこの条約は、その後定期的に改定を加えられながら、今日に至るまで、国際間での著作権に関する重要な基本的合意の一つであり続けている。

. ベルヌ条約成立以降の国際著作権法の在 り方

1.イギリスの1911年の著作権法

1842年以来、約70年ぶりに改定された著作権法は、情報が、紙と上演によってのみ流布するという時代が終わったことを示している。著作権所有者が彼らの作品を公表したり、複製したりすることについての独占的権利を持つことが定められ、小説の劇化、劇作の小説化などについての権利も与えられた。また、ベルリンで改定されたベルヌ条約に準拠し、著作権の保護期間を著作者の存命中プラス彼の死後50年までと定めた。

2.アメリカとベルヌ条約

ベルヌ条約の成立が、1891年のアメリカにおける国際著作権主成立への動きに圧力を加えたが、この国際著作権主成立の後も、アメリカはベルヌ条約に加入することを拒否し続けた。その理由は、アメリカにおける著作権主とベルヌ条約が登記の必要、人格権の保護の有無、保護期間などの重要な点において、一致していなかったからであると考えられる。

しかしながら、ベルヌ条約の規定により、アメリカが1989年3月1日(1988年11月16日に同意)にベルヌ条約に加盟するまでにも、アメリカの作品は、カナダ、イギリスをはじめとするベルヌ条約の加盟国においても同時に出版することで、ベルヌ条約により保護されるという状況にあった。ベルヌ条約に参加していない一方で、ベルヌ条約に依存するというこのアメリカの状況はベルヌ条約加盟国との間で軋轢を生んだ。

こういった状況を踏まえて、アメリカをはじめ、ベルヌ条約の非加盟国も国際著作権保護に関する基本的合意に参加できることを目指してUNESCOは1952年に万国著作権条約(Universal Copyright Convention)を成立させた。

3.ベルヌ条約改定の概観

1886年における成立以後、ベルヌ条約は、パリ(1896年)、ベルリン(1908年)、ベルン(1914年)、ローマ(1928年)、ブリュッセル(1948年)、ストックホルム(1967年)、パリ(1971年)と7回の改正を加えられている。大きな流れとして、加盟国の増大、保護対象の拡大、保護期間の長期化が行われていった。

パリ改定で重要なポイントは、翻訳と連載ものに関する権利の保護が強化され、非加盟国へも著作権保護の可能性がひらかれたこと、小説から劇へ、また劇から小説への転換(conversion) も保護することが定められたことである。条約加盟への敷居を低くするために、条約全体に加盟することに加え、一部に加盟することも認められることとなった。

次のベルリンでの改定により、再度、オリジナルな文学作品、 劇作品、芸術・音楽作品は出版されたものであれ、実演された ものであれ著作権法によって保護されること、また翻訳、翻案、 編曲作品もオリジナルな作品として保護されることが明確に 示された。また、建築物、振り付け、パントマイムも保護対象 となること、自動ピアノ(ピアノラ)、蓄音機、映写機などの 新しいメディアも保護対象とすること、明確に転載を禁止して いる場合を除いて新聞記事が転載自由なのに対し、定期刊行物 の記事は著作者の同意なしには転載することはできないこと などが定められた。最も重要な変更点は、著作権の保護期間を 最低でも著者の死後50年と定めたことであった。

1914年のベルンでの会議では、非加盟国であるアメリカの著作者がベルヌ条約により利益を被っていることに対する対策として、加盟国の著作物を適切に保護しない、非加盟国の著作者の保護を取り下げることが定められた。

次の1928年のローマにおける会議では、5つの分科会により、人格権、ラジオ放映、自動複写権と強制実施権(compulsory licence)映画と写真、工業のために用いられる芸術作品について議論がなされた。条約への部分加盟許可の是非についても議論がなされたが、結局部分加盟を許可する方針を継続することが決まった。

1948年のブリュッセルでの会議では、著作権の保護期間を著作者の死後50年までと定められ、映画、写真、産業に利用される芸術作品も保護対象とされることが決定された。

1967年のストックホルムにおける会議には、多くの発展 途上国からの代表が参加し、知的財産の利益を享受する上でそれらの国が直面している問題を提示、議論が行われた結果、発展途上国における著作権の保護に関する付随書が作成された。 また、WIPOの設立が決定されたほか、映画の保護期間は25年から50年に変更された。

1971年のパリにおける改定では、前回のストックホルムにおける会議で、付随書として作成された発展途上国における保護の在り方を定めた条項は、条約本文への付録として組み込まれた。

4.WIPOの設立

1967年7月のストックホルムでの会議で、WIPOの設立が決まった。WIPOはその目的を諸国間の協力、他の国際機関、WIPOによって管理運営される条約によって設立された連合(Unions)間の管理上の連携により知的財産の保護を振興することと定めている。WIPOは1974年に国際連合の専門機関となったが、その目的は発展途上国を知的財産の制度内に取り込むことにあった。発展途上国のほとんどはBIRPIに加盟していなかったが、1970年にはパリ条約とベルス条約の加盟国の57パーセントを占める、47の発展途上国がWIPOに加盟した。

. 総括

19世紀から今日に至るまで、著作権法は、著作者の権利と その保護を強化する方向で整備されてきた。例えばイギリスに おいて出版から42年若しくは、著作者の生存期間プラス7年 のうち長いほうの期間の著作権の保護が法律で定められたの は、1842年のことで、それまでは、1814年の著作権法 により、最初の出版から28年、若しくは著作者の生存期間の うち長いほうの期間保護が与えられるという状況であった。ま た、海外においては、著作者の同意もない状態で、安価な海賊 版が大量に出版されるという状況でもあった。そのような、現 在から見れば著作者の権利が弱かった時代に、ワーズワース、 ディケンズをはじめとする文人は、自らの知的・精神的活動の 所産によって得られる経済的権利を確保すること、そして、創 作にも、また広く一般に評価を受けるまでにも時間がかかる真 に価値ある文化的貢献といえる作品を生み出すインセンティ ヴを人々に与え得る著作権法の成立を目指して著作権の保護 期間の延長を主張した。

また、19世紀以降行われてきた著作権保護に関する二国間 条約や多国間条約の締結、あるいは締結へ向けての交渉をきっ かけとして、各国の著作権法は改定されるという現象が見られ るようになった。1842年にイギリスにおいて、国内の著作 権が最初の国会における提案から5年もの議論を経て著作権 法が改定された背景には、プロシアとの二国間条約を結ぶに当 たり、障害となっていたイギリスの保護基準の低さを改善した いとの政府の思惑があった。また、その後も、ドイツの場合は 芸術作品の保護、フランスの場合は翻訳作品の保護など、自国 の利害が最も絡む点において強く主張し、各国にとってプライ オリティが比較的低い、妥協できる点においては妥協するとい うプロセスを経て、二国間や多国間の国際著作権法は締結され てきた。そして、その過程において国際著作権法に国内法を適 合させるために、各国は著作権法を改定することとなり、この 流れは今日まで続いている。国際著作権法が各国の著作権法に ある一定の基準を与え、そして保護強化の推進力となったこと が本研究により確認された。

本研究が、著作権の保護期間を創作者の生存期間プラス50年から70年へと延長しようという動きやデジタルコンテンツの保護の在り方についての議論に対し、一つの素材を提供できれば幸いである。